

入札説明書

大津市社会福祉事業団が指定管理運営をする施設の「清掃業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大津市社会福祉事業団が指定管理運営する8施設の清掃業務
- (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからeまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和4年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（「清掃業務」を希望している者に限る。）であること。
- (8) 過去3年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を大津市社会福祉事業団に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。
- ア 一般競争入札参加確認申請書及び誓約書
 - イ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（封筒に返信先を記載し、簡易書留分の切手

を貼り付けたもの)

- (2) 前号アに掲げる書類の様式は、大津市社会福祉事業団ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。
- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に 受付場所において提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。
 - ア 受付期間
令和5年1月17日(火)から同月31日(火)までの午前9時から午後5時までとする。(土・日・祝日は除く)
 - イ 受付場所
大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津5階
 - ウ 方法
申請書等は持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、書留郵便によるものとし、令和5年1月31日(火)午後5時までに必着とする。
- (5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和5年2月7日(火)以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については大津市社会福祉事業団において閲覧することができる。閲覧期間は、令和5年1月17日(火)から同月27日(金)まで(土・日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

- (1) 入札日時 令和5年2月21日(火)

・木戸老人福祉センター	午前09時20分～
・北老人福祉センター	午前09時40分～
・中老人福祉センター	午前10時00分～
・南老人福祉センター	午前10時20分～
・東老人福祉センター	午前10時40分～
・木戸デイサービスセンター	午前11時00分～
・唐崎デイサービスセンター	午前11時20分～
・晴嵐デイサービスセンター	午前11時40分～
- (2) 場所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津5階 中会議室
- (3) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 入札回数 3回までとする。
- (6) 支払条件 毎月払とし、当該月に係る業務完了の検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内とする。
- (7) 落札者の決定方法

落札者は、価格で最低の価格をもって入札した者とする。開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。なお、落札者と決定された日以後、すみやかに契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、大津市社会福祉事業団は一切の損害賠償の責を負わない。

- (8) 入札に関する注意事項

ア 入札書及び入札積算内訳書の持参 入札時には必ず入札書及び入札積算内訳書（双方、委託業務名、所在地・名称又は商号名・代表者職氏名を記載し、使用印鑑を押印）を持参のこと。入札積算内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容が分かるものとする。

イ 代理人による入札 入札を代理人が行う場合代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。

ウ 入札書に記載する金額 入札書の金額は年額（消費税及び地方消費税額を含む）

エ 入札説明会 実施しない。

オ 質問について 疑義等がある場合には、令和5年1月27日（金）正午までに、質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市社会福祉事業団へ電子メールにて送信すること。※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、大津市社会福祉事業団へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス kijika@jigyoudan-otsu.jp

電話番号 077-527-9552

質問回答日時 令和5年1月31日（火）以降に

大津市社会福祉事業団ホームページ上に掲載

カ 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(ア) 入札資格がない者がした入札

(イ) 入札金額を訂正した入札

(ウ) 入札に際し、不正の行為があったと認めたとき

(エ) 入札書の記載の金額、氏名、印影、その他入札要件の記載が確認できないとき

(オ) 委任状の氏名、印影が確認できないとき、また、委任者誤り、押印漏れ等不備があったとき

(カ) その他入札に関する条件に違反したとき

キ 入札の辞退 入札日前日までに辞退届を提出すること。

ク 再度入札 開札の結果、落札者がいない場合は、2回を限度として再度入札をする。

ケ その他 この説明書に記載のない事項は、社会福祉法人大津市社会福祉事業団経理規定及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8530 大津市浜大津四丁目1番1号

社会福祉法人 大津市社会福祉事業団

電話 077-527-9552